

独立行政法人理化学研究所法案参照条文

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（法人の長及び監事となるべき者）

第十四条（略）

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

（役員職務及び権限）

第十九条（略）

2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

（役員欠格条項）

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員解任）

第二十三條 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 4（略）

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 五（略）

3（略）

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 五（略）

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 五（略）

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

ロ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十一条

第二項において同じ。）以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

二一六（略）

2・3（略）

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（本人の意に反する休職の場合）

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

（懲戒の場合）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規

定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 基本方針（第四条）

第三章 日本原子力研究所及び理化学研究所の業務

第一節 日本原子力研究所の業務（第五条 第七条）

第二節 理化学研究所の業務（第八条 第十条）

第四章 放射光利用研究促進機構（第十一条 第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条 第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

（定義）

第二条 この法律において「特定放射光施設」とは、日本原子力研究所及び理化学研究所により設置される、加速された電子又は陽電子から放射される強い指向性と高い輝度を有する電磁波（以下「放射光」という。）を使用して科学技術に関する試験研究（以下「試験研究」という。）を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。

2 （略）

3 この法律において「専用施設」とは、日本原子力研究所及び理化学研究所以外の者により設置される施設であつて、特定放射光施設に係る放射光を使用して試験研究を行うためのものをいう。

第三章 日本原子力研究所及び理化学研究所の業務

第二節 理化学研究所の業務

（理化学研究所の業務）

第八条 理化学研究所は、理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）第二十二条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するた

め、次に掲げる業務を行う。

一 共用施設（第五条第一号に掲げる業務に係るものを除く。）の建設及び維持管理を行い、並びにこれを試験研究を行う者の共用に供すること。

二 専用施設（第五条第二号に掲げる業務に係るものを除く。）を設置してこれを利用した試験研究を行う者に対し、当該試験研究に必要な放射光の提供その他の便宜を供与すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（準用）

第九条 第六条の規定は、理化学研究所について準用する。この場合において、同条第一項中「前条」とあるのは、「第八条」と読み替えるものとする。

（理化学研究所法の特例）

第十条 第八条の規定により理化学研究所の業務が行われる場合には、理化学研究所法第三十三条中「命令」とあるのは「命令並びに特定放射光施設の共用の促進に関する法律（以下「特定放射光施設法」という。）」と、同法第三十四条第二項及び第四十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定放射光施設法」と、同法第四十一条第三号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項及び特定放射光施設法第八条」とする。

（業務）

第十二条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一～五 （略）

六 日本原子力研究所又は理化学研究所の委託を受けて、共用施設の維持管理及び運転を行うこと。

七 （略）

（機構による供用業務の実施）

第十三条 第十一条第一項の規定による指定がされたときは、日本原子力研究所は第五条に規定する業務（共用施設の建設、維持管理及び運転並びにこれらに附帯するものを除く。）の全部又は一部を、理化学研究所は第八条に規定する業務（共用施設の建設、維持管理及び運転並びにこれらに附帯するものを除く。）の全部又は一部を、供用業務として機構に行わせるものとする。

（日本原子力研究所、理化学研究所及び機構の業務における配慮）

第二十六条 日本原子力研究所、理化学研究所及び機構は、第五条、第八条及び第十二条に規定する業務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

2 （略）

別表第一（第二条関係）

（略）	（略）
理化学研究所	理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）
労働福祉事業団	労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百二十六号）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第 号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。

2 5 （略）

別表（第二条関係）

（略）	（略）
理化学研究所	理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五十九（略）

六十 理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究に関すること。

六十一 九十五（略）

理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）

第一章 総則

（目的）

第一条 理化学研究所は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する試験研究を総合的に行ない、及びその成果を普及することを目的とする。

（法人格）

第二条 理化学研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 研究所は、主たる事務所を埼玉県に置く。

2 研究所は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 研究所の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 研究所は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、予算の範囲内において、研究所に出資することができる。

4 政府の出資額は、常時、研究所の資本金の額の二分の一以上に当る額でなければならない。

5 政府は、研究所に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物（以下「土地等」という。）をもって出資の目的とすることができる。

6 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(出資証券)

第五条 研究所は、出資に対し出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(定款)

第六条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員及び会議に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告に関する事項

九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第七条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 研究所でない者は、理化学研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、研究所について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 研究所に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第十一条 理事長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、研究所を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して研究所の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、研究所の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第十二条 理事長及び監事は、文部科学大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の内命)

第十三条 理事長、副理事長及び理事の内命は、四年とし、監事の内命は、二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の内命)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職務又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職務又は支配力を有する者を含む。)

(役員の内命)

第十五条 文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(役員の間職禁止)

第十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十七条 研究所と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長及び副理事長は、研究所の職員のうちから、研究所の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十九条 研究所の職員は、理事長が任命する。

(秘密保持義務)

第二十条 役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十一条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十二条 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 科学技術に関する試験研究を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 三 前各号の業務に附帯する業務

四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第四号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(業務の方法)

第二十三条 研究所は、業務開始の際、業務の方法を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法で定めるべき事項は、文部科学省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十四条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画、資金計画及び収支予算)

第二十五条 研究所は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十六条 研究所は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表等)

第二十七条 研究所は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を文部科学大臣に提出するときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 研究所は、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(書類の送付)

第二十八条 研究所は、第二十五条又は前条第一項の認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、資金計画及び収支予算に関する書類又は財務諸表を、研究所に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額に政令で定める率を乗じた額以上の額を積み立てなければならぬ。

2 研究所は、前項の規定による積立を行った後、なお残余があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に対し分配することができる。

3 研究所は、前項の規定による分配をすることができる額（以下「分配可能額」という。）が政府以外の出資者の出資額の合計額に対し千分の五十の割合に達するまでは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第一条の規定にかかわらず、分配可能額を政府以外の出資者に対しそれぞれその出資額に応じて分配するものとし、政府の出資に対しては分配することを要しない。

4 研究所は、分配可能額が政府以外の出資者の出資額の合計額に対し千分の五十の割合をこえ資本金の額に対し千分の七十五の割合に達するまでは、分配可能額のうち政府以外の出資者の出資額の合計額の千分の五十に相当する額を前項の例により分配し、残余の額を出資者の出資に対しそれぞれその出資額に応じて分配する。この場合において、残余の額の政府の出資に対する分配については、当該出資額の三倍の額を政府の出資額とみなす。

5 研究所は、分配可能額が資本金の額に対し千分の七十五の割合をこえる場合には、分配可能額を出資者の出資に対しそれぞれその出資額に応じて分配する。

6 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第三十条 研究所は、借入金をしようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第三十一条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

（財産の処分等の制限）

第三十二条 研究所は、文部科学省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（文部科学省令への委任）

第三十三条 この法律及びこれに基く命令に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第五章 監督

（監督）

第三十四条 研究所は、文部科学大臣が監督する。

2 文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十五条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、研究所に対して業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に研究所の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十六条 研究所の解散については、別に法律で定める。

第三十七条 削除

(財務大臣との協議)

第三十八条 文部科学大臣は、この法律の規定により認可(第十二条第二項、第十五条第三項及び附則第二条第六項の認可を除く。)若しくは承認(第十六条ただし書の承認を除く。)をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ財務大臣に協議しなければならない。

第七章 罰則

(罰則)

第三十九条 第二十条の規定に違反してその職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十条 第三十五条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四条第二項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

第四十二条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。